

令和 8 年度第 2 回国分寺市下水道使用料審議会 議事録

日時：令和 8 年 8 月 28 日 9 時 30 分～12 時 00 分

場所：国分寺市役所 301 会議室

出席者：委員（二ツ山、山田、山中、鈴木、

林、栗田、黒澤、沢柳）

事務局（松下、竹上、岩垂、

野田、海上（記））

傍聴者なし

【要点記録】

- （1）事務局より第 1 回審議会の振り返りとして要旨の説明を行った。
- （2）事務局より市の下水道事業の現状として令和 6 年度までの経営状況を提示した。

令和 2 年度から令和 6 年度までのいずれの年度においても経費回収率が 100%以上であったことから、下水道使用料改定の必要性が低い状況であった旨の説明を行った。

（委員質問）

- ① 別紙資料「令和 8 年度第 2 回国分寺市下水道使用料審議会」（以下、「配布資料」とする）14 頁の営業費用に位置する職員給与費については業務委託先の人件費を指しているのか。

（事務局回答）

- ① 維持管理に関する業務に従事する市下水道課職員の人件費を指している。

（委員質問）

- ② 減価償却費が逓減見込みであるという点について、第 1 回の説明にて今後固定資産の耐久性の改良を行っていく旨の説明があったが、その増加分を加味しても逓減見込みとなるのか。
- ③ 法定耐用年数は何年となるのか。

（事務局回答）

- ② 新たな固定資産の取得により減価償却費がいずれ増加するタイミングが発生する見込みであるが、現状試算している令和 17 年度までは逓減見込みである。
配布資料 33 頁において見込みの数値を示している。
- ③ 法定耐用年数は 50 年となる。

(委員質問)

- ④ 配布資料 15、16 頁の経費回収率、経常収支比率の数値から、これまでの下水道使用料収入は妥当な水準であるが、他会計負担金の確保に向けて何か対応しているか。

(事務局回答)

- ④ 令和 6 年度までは経費回収率がいずれの年度も 100%以上であるため、下水道使用料改定の必要性が低い。
しかし、今後は流域下水道維持管理負担金の単価改定を主な要因として下水道使用料改定の必要性が高まる経営状況となる。
他会計負担金については使用料改定に直接関わるものではないが、令和 7 年度に改定した経営戦略において、他会計負担金を段階的に増額していく旨を盛り込み、予算を確保するなどの対応を行っている。

(委員質問)

- ⑤ ④の回答に対して、他会計負担金に不足分を確保するまでは下水道使用料の改定により補てんするのか。

(事務局回答)

- ⑤ 経常収支比率の改善も必要とは認識しているが、最優先事項は経費回収率の改善である。下水道使用料を財源とするのは汚水分の支出のみであり、雨水分の支出の財源とはならないことから、他会計負担金の不足分を下水道使用料改定により賄うことはない。

(委員質問)

- ⑥ 配布資料 14 頁において、他会計負担金はどの項目に該当するものか。
- ⑦ 流域下水道維持管理負担金は下水道使用料と他会計負担金で賄われているのか。
- ⑧ 流域下水道維持管理負担金について想定外の雨水量に対しての予算面での対策はされているのか。

(事務局回答)

- ⑥ 営業収益に該当する。
- ⑦ 見込みのとおりである。
- ⑧ 流域下水道維持管理負担金は降水量により支出額が変動する性質となり、降水量の見込みなどは可能な範囲で想定して予算要求している。

(委員質問)

- ⑨ 現預金をストックマネジメント計画の財源とする考えはあるか。

(事務局回答)

- ⑨ スtockマネジメント計画の内、工事以外の調査・計画・設計に係る支出は収益的支出となる。
工事のみ資本的支出となり、現在の財源は主に企業債と国庫・都補助金となるが将来的に企業債の一部を現預金に代替していくことを考えている。

(3) 事務局より市の下水道事業の課題について説明を行った。

東京都が流域下水道維持管理負担金の単価を令和8年4月より約40%増額改定することを受けて、令和8年度以降の市の経営状況の見込みを提示した。
令和8年度から令和17年度までのいずれの年度においても経費回収率が100%未満となる見込みであることから、令和10年4月より下水道使用料改定の必要があるとの判断に至った点について審議に諮った。

(委員質問)

- ① 配布資料33頁の表上に記載のある「流域下水道管理運営費負担金」と「流域下水道維持管理負担金」は名称が異なるが同じ支出を指すのか。
- ② 流域下水道維持管理負担金は処理区ごとに改定単価が異なるのか。
- ③ 流域下水道維持管理負担金の単価改定に伴い、他市の下水道使用料改定の動向はどうなっているのか。

(事務局回答)

- ① 同じ支出を指す。予算上の名称が前者、通称が後者となる。
- ② 都の流域下水道の全処理区で同一単価である。
- ③ 一例を出すと立川市、小金井市は下水道使用料改定を行う予定がある。

(委員質問)

- ④ 配布資料27頁にて、都が流域下水道維持管理負担金の単価を5年後に再度見直す旨の記載があるが、その際に再度同単価の改定及び市の下水道使用料改定が行われるのか。
- ⑤ 改定後の下水道使用料は何年間適用されるのか。
- ⑥ 流域下水道維持管理負担金は下水道使用料と他会計負担金以外にも財源があるのか。

(事務局回答)

- ④ 同単価の単価改定を必ず行うわけではなく、あくまで5年後の支出の状況

を踏まえて見直す考えであることを都から聞いている。

市も同様に収支の状況を踏まえて定期的に下水道使用料の見直しを行うが、必ずしも改定するとは限らない。

- ⑤ 5年間で想定している。
- ⑥ 高度処理に要する経費として一部他会計補助金も財源となっている。

(委員質問・意見)

- ⑦ 配布資料 27 頁の流域下水道維持管理負担金の令和 7 年度までの単価はいつから適用されているのか。
- ⑧ 流域下水道維持管理負担金の単価が改定されたことに対する市の下水道使用料の見直しについて、段階的に行うべきだったのではないのか。
- ⑨ 流域下水道維持管理負担金は都と市の双方で負担しているのか。
- ⑩ 流域下水道維持管理負担金の汚水分・雨水分の按分について合理的に行い片方に負担が偏ることがないようにすべきと考える。
- ⑪ 下水道使用料改定の検討も大切だが、前回も述べたスマートメーターなどの導入にて経費の見直しを行うことも大切と考える。

(事務局回答)

- ⑦ 改定前の税抜単価は平成 26 年度から適用されていた。
- ⑧ 都は流域下水道維持管理負担金の単価改定を段階的に行わず、令和 7 年度までは市に価格転嫁をしなかった。
そのため、市としては下水道使用料の見直しには至らなかった。
- ⑨ 流域下水道維持管理負担金について東京都は一切負担していない。

(委員質問)

- ⑫ スtockマネジメント計画の改良工事である管更生は近年の豪雨に対応可能なのか。
- ⑬ 建築資材が高騰しているが業者との契約にあたり考慮しているのか。

(事務局回答)

- ⑫ 管更生は主に管きよの老朽化に対応するための改良であるため、豪雨に対応するための改良を目的としていない。
- ⑬ 市の予算の範囲で契約できない場合は不調となる可能性がある。

(委員質問)

- ⑭ 下水道使用料改定は基本使用料と従量使用料のどちらが対象となるのか。
- ⑮ 下水道使用料は都内一律の価格水準なのか。

(事務局回答)

- ⑭ 第3回以降の審議内容となる。
- ⑮ 価格水準は自治体により異なる。

(委員意見)

- ⑯ 経営戦略の見直し期間について、5年度に1度では期間が長すぎるのではないか。四半期に1回は収支決算や市民の生活状況を分析して見直すなど期間を短縮すべきと考える。
- ⑰ 下水道使用料を改定するのみではなく、他会計負担金が不足している点については行政内部で現状をしっかりと説明して確保していくことが重要と考える。
- ⑱ 経費の見直しを行い、その実績を残しておくべきと考える。

(事務局見解)

- ⑰ 下水道使用料は汚水処理分のみの支出の財源となり、経費回収率の回復という点において下水道使用料改定を回避することができない。
他会計負担金はあくまで雨水処理分の支出の財源となり、経費回収率や下水道使用料には影響しない。
ただし、委員の言うとおり他会計負担金についても一般会計側に説明をして確保していきたいと考える。

(委員質問)

- ⑲ ⑰に関連するところで、配布資料15頁の経費回収率について、この指標は雨水分の支出は影響しない認識で相違ないか。
また、流域下水道維持管理負担金は汚水分・雨水分として按分されており、雨水分の増加分については下水道使用料に反映させていないという認識で相違ないか。

(事務局回答)

- ⑲ どちらの認識も相違ない。

(委員質問・意見)

- ⑳ 浸水被害を抑制する対策をどのように考えているか。
- ㉑ 「内水氾濫」と市のハザードマップに記載されている「雨水出水浸水」の言葉は同義か。
- ㉒ 市のハザードマップの表題では「土砂災害マップ」としか記載されていないので、「浸水」という言葉を記載してほしい。
また、大きい表示にしてわかりやすくしてほしい。

(事務局回答)

- ②⑩ 下水道は1時間降雨量 50 mmを想定して設計されており 100 mmを超えるような豪雨では対応が難しい面もある。警報発令時には職員が出勤しているため、浸水が想定される箇所を巡回して柵の詰まりの解消や通行が危険と判断される場合には、通行止めの措置を行うことなどが対策となると考える。
- ②⑪ 同義と考えて差し支えない。

(委員質問)

- ②⑫ 流域下水道維持管理負担金の単価改定に伴う下水道使用料改定に対しては、都は市に補助金の交付を行わないのか。

(事務局回答)

- ②⑬ 補助金の交付は行われない。

(委員質問・意見)

- ②⑭ 委員からの質問の内容が豪雨などの危機への対策についてなど下水道使用料以外の話題に拡散してしまっているように感じる。
本審議会は雨水ではなく汚水処理に関する下水道使用料改定に関して審議をする審議会の認識で相違ないか。

(事務局回答)

- ②⑮ 認識に相違ない。

【確認事項】

- (1) 【要点記録】(3)の委員質問③に付随して、委員より他市の下水道使用料改定の動向について参考情報の提供希望あり。
第3回審議会にて事務局より提供する。
- (2) 【要点記録】(3)の委員質問⑩に付随して、委員より流域下水道維持管理負担金における汚水分と雨水分の割合について確認あり。
後日事務局より情報を提供する。

【決定事項】

- (1) 下水道使用料改定の必要があると決定した。

以上